

東北大学土木同窓会関西支部 会則

平成 28 年 11 月 25 日制定

(名称)

第 1 条 本会は東北大学土木同窓会関西支部と称す。

(目的)

第 2 条 本会は、関西地区に居住または勤務する会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第 3 条 本会は、東北大学土木同窓会々員のうち関西に居住、在勤している者をもって構成する。ただし、本会則に賛同し、支部会合で推薦を受けた方についてはこの限りではない。

(役員)

第 4 条 本会は、支部の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

(1) 支部長 1 名

(2) 幹事 若干名

第 5 条 役員は原則として支部会合において選任する。

第 6 条 本会の事務局は幹事のうち支部長が指名する者のもとに置く。

(支部総会)

第 7 条 本会は、原則として年 1 回程度の支部総会を開催し、会則改正、役員選任、その他重要事項を協議決定する。

(会計)

第 8 条 本会の運営経費は支部総会々費、寄付金、その他の収入をもって充当する。

(その他)

第 9 条 その他必要な事項は支部長が定める。